償却資産（固定資産税）申告の手引き

会社などの法人や個人で工場や商店を経営している、駐車場やアパートの賃貸経営をしているなど、事業をしている人が事業に用いる土地・建物以外の資産を「償却資産」といい、収益の有無にかかわらず固定資産税の課税対象となります。

事業用資産の所有者は地方税法第３８３条の規定により、毎年１月１日現在の所有状況を申告する義務があります。

■申告の必要な方

（１）伊賀市内で工場や卸・小売店、飲食・サービス店などを経営していたり、駐車場やアパートの賃貸経営をしているなど、事業をされている方で、毎年１月１日現在、伊賀市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人の方。

（２）貸付業（リース業）を営まれている方で、毎年１月１日現在、伊賀市内に償却資産を貸し付けている法人または個人の方。

■申告期限

1月31日まで（１月３１日が休日の場合、翌開庁日まで）

※締切期日間近になりますと大変混雑しますので、早めの提出にご協力ください。

■申告書類

必要に応じて下記（１）～（３）を提出してください。

（１）「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」
（２）「種類別明細書（増減資産用）」
（３）「種類別明細書（全資産用）」 ※電算申告の場合のみ

記載方法は8ページ以降をご確認ください。

申告書の提出先・問い合わせ先

〒518-8501　三重県伊賀市四十九町 3184 番地
伊賀市役所　課税課　資産税係　償却資産担当
電話　0595-22-9614（直通）

※インターネットによる電子申告（9ページ参照）でも受付けております。

■ご注意ください

※　受付印を押印した申告書控が必要な場合は、控用の申告書（申告書原本の複写など）と切手を貼付した返信用封筒を同封ください（**こちらで複写して返送することはありませんのでご了承ください。**）。

※　正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第３８６条および伊賀市市税条例第７５条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第３８５条の規定により、罰金等を科されることがあります。

Ⅰ　償却資産の範囲

1. 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

2. 償却資産の種類と具体例

表示している資産はごく一部ですので、表にないものはこれらの資産を参考に判断してください。

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物（建物附属設備を含む P.5参照）	橋、岸壁、桟橋、ドック、軌道、貯水池、水槽、側溝、打込井戸、門、塀、フェンス、独立したキャノピー、庭園、緑化施設、舗装道路、舗装路面、駐車場舗装、煙突、看板（広告塔）、ネオン塔、その他土地に定着する設備や外構、受変電設備、建築設備等
2	機械及び装置	モーター等の電気機械、化学装置、工作機械、土木機械、建設機械、印刷機械、燃焼装置、冷凍機、運搬設備（コンベアー、捲上機、起重機等）、太陽光発電設備、その他各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等の建設機械等
3	船　舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、構内運搬車、鉄道車両、トロッコ、ラフターホイルクレーン、タイヤローラー、ロードローラー、フォークリフト等 **※自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告の対象外です**
6	工具、器具及び備品	測定工具、検査器具、切削工具、打抜工具、電圧計、動力計、机、椅子、応接セット、陳列ケース、複写機、パソコン、プリンタ、ワープロ、冷蔵庫、自動販売機、レジスタ、テレビ、カラオケ、冷暖房機器、音響機器、理美容機器、医療機器、厨房用品、電話設備、コンテナ、金庫、ボンベ、ドラム缶、金型、衝立等

※鉱業権、特許権やソフトウェア等の無形の償却資産は申告の対象外です。

3. 業種別の主な償却資産

業種別の主な償却資産を例示すると次のようになります。

各業種に共通する償却資産	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、パソコン、エアコン（埋込式でないもの）、各種事務設備、福利厚生設備、太陽光発電施設等

業種名	主な償却資産の例示
卸 ・ 小売店	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、レジスタ等
飲 食 店	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン等
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備等
医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X 線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT スキャン等）、各種キャビネット等
駐車場事業、不動産賃貸業	塀・柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、アスファルト舗装、駐輪場、エアコン（埋込式でないもの）、その他屋外設備等
工場、運送・倉庫業	製造用設備、検査用設備、搬送用設備、梱包用設備、研究開発用設備、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、貯水設備等
旅館、ホテル、バー、喫茶・軽食	ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄機、製氷機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、接客用家具、ステレオ等
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲーム機、両替機、玉貸機、玉計数機等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建 設 業	各種建設用重機、各種工事機械、可搬式発電機、仮設用プレハブ、仮設トイレ、ポンプ等
自動車整備業、ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、地下槽、地下タンク、ガソリン計量器、独立したキャノピー等
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸、木工フライス盤、カンナ盤、研磨盤等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、溶接機、グラインダー等
農 業	ビニールハウス、田植え機、刈払機、作業機、乾燥調整機、水耕栽培装置、自動給餌器、大型特殊自動車等

4. 申告誤りとなりやすい償却資産

（1）申告漏れとなりやすい資産（**申告対象となる資産**）

ア 償却済み資産（税務会計上、減価償却可能限度額まで減価償却した資産）

イ 簿外資産（帳簿に記載されていない資産）

ウ 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）

エ 建設仮勘定で処理されている資産（その一部または全部が1月1日までに完成しているもの）

オ 他の事業所または家庭用に貸し付けている資産（レンタル・リース資産）

カ 未稼働資産（1月1日時点で稼動できる状態にあるが、稼動していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク 改良費のうち、資本的支出として計上された資産

ケ 駐車場やアパート、マンション等の経営に関する事業用資産（舗装、外構工事、自転車置場等）

コ 売電事業に用いられる太陽光発電設備等の資産（パワーコンディショナー、フェンス等）

サ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産

（2）申告の対象とならないもの

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

イ 無形償却資産（鉱業権、漁業権、営業権、電話加入権、ソフトウェア等）

ウ 生物（但し観賞用や興行用のものは課税対象）

エ 繰延資産（創業費、建設利息、開業費、社債発行費等）

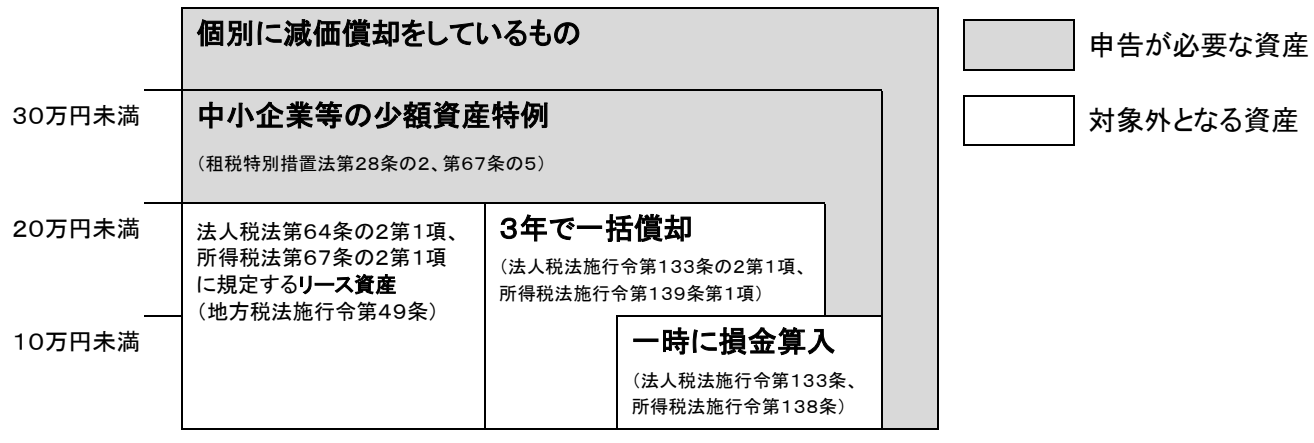
オ 棚卸資産（商品や貯蔵品など）

カ ファイナンス・リースで取得した20万円未満の資産（平成20年4月1日以降）

（3）少額資産について

税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて取り扱いが異なります。取得価額が10万円未満または耐用年数が1年未満のもので、取得に要した経費の全額が法人税法、所得税法の規定による所得の計算上一時に損金または必要な経費に算入されるもの、もしくは取得価額が20万円未満のもので、一括して3年間で減価償却を行うことを選択したものは、課税対象から除外されます。

ただし、租税特別措置法（中小企業者等の少額資産特例）を適用して損金算入した資産については、課税対象となります。



（4）自動車等について

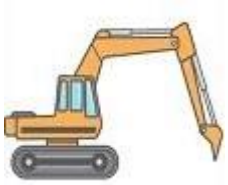
自動車等については車両の分類ごとに対象となる税目が決まっており、特殊自動車（フォークリフト、ロードローラー、ブルドーザーなど）のうち大型特殊自動車のみが、償却資産の申告対象となります。

なお、小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分については下表をご覧ください。

軽自動車税について、詳しくは課税課市民税係（0595-22-9613）までお問い合わせください。

いろいろな特殊自動車

フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、タイヤローラー、ロードローラー、アスファルトフィニッシャー、農耕作業用自動車（農耕トラクター、田植機、コンバインなど）ほか





■小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
車両の長さ	4.7 メートル以下	左記の規格をひとつでも超えるもの
車両の幅	1.7 メートル以下	
車両の高さ	2.8 メートル以下	
最高速度	時速 15 キロメートル以下	

軽自動車税

軽自動車税の申告をして、ナンバープレートの交付を受けてください（ナンバープレートは道路を走行しない場合でも必要です）

固定資産税（償却資産）

償却資産として申告してください

※農耕用作業自動車の場合は大きさの要件がなく、最高速度が時速 35 キロメートル未満のものは小型特殊自動車となります。

（5）賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備等（特定附帯設備）について

自己所有でない家屋の全部または一部を借り受けて事業をされている方（以下「テナント」という。）が事業用に取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外装、内装等の仕上げおよび建具、配管・配線等のことを**特定附帯設備**といいます。

特定附帯設備は次ページの区分にかかわらず、テナントの方の償却資産として課税されます。

（平成16年4月1日以降に設置のものから適用。地方税法第343条第10項、伊賀市市税条例第54条第8項）

*特定附帯設備の例

木造家屋	外壁、内壁、天井、造作、床、建具、建築設備等
非木造家屋	外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具、建築設備等

5. 自己所有家屋における附帯設備の取り扱い

固定資産税の取扱い上、家屋と償却資産とに区分され、償却資産となるものは税務会計上の区分（建物や建物附属設備勘定で計上しているなど）に関わらず、申告が必要です。

※家屋と償却資産の具体的な区分については、次ページの区分表を参考にしてください。

※建物や建物附属設備勘定で経理されている資産で、償却資産の申告対象となるものについては、便宜上資産の種類を「1　構築物」として申告してください。

＊償却資産と家屋の区分表

家屋と建築設備の所有者が同じ場合は、下表を参考にしてください。

区分	項　目	**償却資産として申告する主なもの**	家屋に含める主なもの
電気設備	受変電設備	自家発電用設備、受変電設備（配線等を含む）	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備一式（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配管、配線等）	左記以外の設備
	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト等の家屋として分離している屋外照明設備	屋内照明設備（照明器具、その配管、配線）
	電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配管、配線、ボックス類
	インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	配管、配線、ボックス類
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配管、配線、ボックス類
	中央監視制御装置	装置一式（監視盤・センサー、配管・配線）	
	拡声器配線設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配管、配線、ボックス類
衛生設備	給排水設備	特定の生産または業務用設備、屋外給排水管、独立給水槽、水質改良等のための機器類	屋内給排水設備（配管、カラン、受水槽、バルブ、ポンプ、高架水槽、圧縮機、圧縮タンク等）
	ガス設備	特定の生産または業務用設備、ガスメーターから外側の配管	屋内ガス設備（配管、バルブ、ガスカラン等）
	給湯設備	局所式給湯設備	左記以外の設備
	し尿浄化槽設備	右記以外の設備（一般的な浄化槽設備等）	家屋と構造上一体となっている設備
	衛生設備		便器、洗面化粧台、ユニットバス等の設備一式
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛・据置型など）	パッケージエアコン、中央熱源方式によるもの
	換気設備		換気扇、ダクト、換気フード、排煙機等一式
防災設備	火災報知設備	屋外の装置（配線等を含む）	感知器、屋内の装置（配線等を含む）
	消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備
	炭酸ガス消火設備	炭酸ガスボンベ	炭酸ガスボンベ用架台、配管、バルブ、ノズル、サイレン、押しボタン
	避雷針設備		設備一式
運搬設備	運搬設備	生産ライン用リフト、ベルトコンベアー、気送子・搬送個（病院のカルテ運搬用）	エレベーター、リフト、ダムウェーター、エスカレーター、気送管設備
特殊設備	厨房設備、洗濯設備	事業用の厨房設備（飲食店、ホテル、病院、社員食堂等）、洗濯機、脱水機、乾燥機	システムキッチン
	金庫扉	夜間金庫	扉、格子戸、化粧板、マンホール扉
	簡易間仕切り	床から天井に達しない程度のもの	床から天井に達するもの

※ 屋外に設置されている設備（屋外給排水設備、電気引込設備等）は、償却資産の申告対象です。

6. 国税と固定資産税での取り扱いに関する主な相違点

項　目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	**定率法・定額法の選択制** 〔定率法選択の場合〕 ・平成24年4月1日以降に取得 「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得 「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得 「旧定率法」を適用	**定率法** （法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます	認められません（*1）
特別償却・割り増し償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます（*2）
評価額の最低限度	備忘価額	取得価額の 5/100
改良費（資本的支出）	原則区分評価（一部合算も可）	区分評価

*1：法人税法、所得税法、租税特別措置法の各法で認められている「圧縮記帳」の適用は、固定資産税（地方税法）では認められないため、圧縮以前の取得価額で申告する必要があります。

*2：増加償却をされた場合は、税務署長への届出書の写しを提出してください。

Ⅱ　申告書類の作成方法

1. 一品申告(増減資産の申告)の場合

● はじめて申告する方　・・・　全ての償却資産を申告してください。

資産の所有状況	申告書	種類別明細書 (増減資産用)	申告書への記入内容
初めて申告する	○	○	
該当する資産がない	○	×	「20 該当資産なし」にチェックしてください。

● 前年度以前に申告された方　・・・　資産の増減を申告してください。

資産の所有状況	申告書	種類別明細書 (増減資産用)	申告書への記入内容
前年度と資産内容が同じ	○	×	「19 資産に増減なし」にチェックしてください。
増加した資産のみある	○	○	
減少した資産のみある	○	○	
増加・減少ともにある	○	○	
該当する資産がない	○	×	「20 該当資産なし」にチェックしてください。
廃業または市外に移転した	○	×	「21 転出・廃業・解散・その他」にチェックし、該当するものを○で囲んでください。 ※「22 備考」に年月日も記入してください。

○ 記載時の注意事項等（すべての申告方法で共通）

1. 毎年1月1日時点で所有している資産が課税対象です。**事業年度での申告は認められません。**
2. 短縮耐用年数、増加償却の適用、課税標準の特例の場合、別途確認書類の提出が必要です。
3. 耐用年数の変更などの変更事項等があれば申告書の「22 備考欄」にその旨を記載してください。
4. 一品申告の場合は償却資産申告書の(ホ)～(ト)の欄は空欄としてください。
5. 平成 20 年度税制改正による耐用年数の修正について
 （1） 課税されている資産の修正　・・・　同封の課税資産の明細をコピーし、税制改正による旨の記載とともに耐用年数を赤字で修正してください。
 （2） 平成 20 年 1 月 1 日以前に取得した資産を新たに申告する場合
 ・・・ 平成 20 年度以前の耐用年数を「耐用年数」の欄に、改正後の耐用年数を「改正耐用年数」の欄に記載し、適用年についても記載してください。

○ 細目一覧表の送付について

前年以前に一品申告をされた方に、現在登録されている資産の一覧を送付します。

※ 内容を訂正する場合には、細目一覧表をコピーし、正しい内容を赤字で記入した後、申告書と一緒に提出してください。

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の改正に基づく耐用年数の変更の場合はその旨を明記してください。

2. 電算申告の場合（書類は当市の様式に準拠してください。）

資産の所有状況	申告書	種類別明細書 全資産用	申告書への記入内容
該当する資産がある	○	○	全資産の明細を記載してください。
該当する資産がない	○	×	「20 該当資産なし」にチェックしてください。
廃業または市外に移転した	○	×	「21 転出・廃業・解散・その他」にチェックし、該当するものを○で囲んでください。 ※「22 備考」に年月日も記入してください。

○ 電算申告での注意事項

償却資産申告書	必ず決定価格には評価額の合計を記載してください。 200%、250%定率法は認められません。旧定率法の償却率で算出してください。
電算処理による種類別明細書	ア 当市様式の種類別明細書にある記載事項を全て記載してください。 イ 全ての資産について評価額を算定してください。評価額の算定ができない場合は一品申告をしてください。 ウ 税制改正による耐用年数の変更があった場合、旧耐用年数も記載してください。 エ 圧縮記帳、特別償却は認められません。また、評価額の最低限度は5%です。 オ 課税標準の特例がある場合、適用条文、特例率、課税標準額を記載してください。

○ 電子申告（eLTAX）の利用について

伊賀市では地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用して償却資産（固定資産税）の申告ができます。
eLTAX のご利用には、利用届出が必要です。詳細は下記の eLTAX ホームページをご確認ください。
※受理には数日かかる場合があります。お急ぎの際は担当課までご連絡ください。

eLTAX（エルタックス） 地方税ポータルシステム

利用届出や申告手続の情報は
eLTAX ホームページ

https://www.lta.go.jp/

内容に関するお問い合わせは
eLTAX ヘルプデスク TEL：0570-081459

※ マイナンバー（個人番号・法人番号）について

社会保障・税番号制度の導入に伴い、償却資産申告書にマイナンバー（個人番号または法人番号）の記載が必要となりました。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、記載された個人番号の確認と、提出者の本人確認のために、原則として

①マイナンバーカード　または　②番号通知カード＋運転免許証、パスポート等

の提示または写しの添付が必要です。

なお、電子申告の場合は、電子証明書等により確認を行うため確認書類は不要です。

○ 修正申告書の提出

固定資産税の申告誤りが発覚した場合、修正申告書を提出していただく必要があります。

申告誤りの発生が過年度であった場合、過年度分（最大5年度分）の修正申告が必要です。また課税修正についても5年度分に遡り行います。（地方税法第17条の5）

申告誤りが発覚したうえで修正申告書の提出が行われない場合、推計課税を行うことがあります。

また、悪質な虚偽の申告や不申告の場合、地方税法第385条、同法第386条により罰則等を適用されることがあります。虚偽の申告や故意の不申告が過年度にわたって行われていた場合、地方税法第17条の5第7項に基づき最大7年間の遡及修正を行うとともに、同法第368条に基づき不足税額分について、延滞加算金がかかることがあります。

3. 申告書の記入例

受付印

令和9年 △月 △△日

（あて先） 伊 賀 市 長

令和 9年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

帳票識別コード	
申告区分	☑当初申告 ・ ☐修正申告
処理方式	☑一般処理 ・ ☐電算処理
申告書等送付番号	
8000000 - 8000000	

第二十六号様式

所有者	1	フリガナ / 住所（納税通知書送付先） / 電話番号	ミエケンイガシシジュクチョウ 518-0823 三重県伊賀市四十九町3184 0595-00-0000	5	個人番号又は法人番号	0000000000000	10	短縮耐用年数の承認 ☐有 ・ ☑無
	2	フリガナ / 公簿上の住所又は所在地	同上	6	事業種目	自動車部品製造業	11	増加償却の届出 ☐有 ・ ☑無
					資本金又は出資金の額	30,000,000円	12	非課税該当資産 ☐有 ・ ☑無
	3	フリガナ / 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名） / 屋号	イガコーポレーション 株式会社 IGAコーポレーション 代表取締役 伊賀 太郎	7	事業開始年月	昭和30年 4月	13	課税標準の特例 ☐有 ・ ☑無
				8	この申告に応答する者の係及び氏名	経理課 申告 次郎	14	特別償却又は圧縮記帳 ☐有 ・ ☑無
					電話番号	0595-00-0000	15	税務会計上の償却方法 ☐定率法 ・ ☑定額法
	4	公簿上の生年月日又は設立年月日	昭和30年 4月 10日	9	税理士等の氏名	税理士法人 伊賀上野	16	青色申告 ☑有 ・ ☐無
					電話番号	0595-11-1111		

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ)
1	構築物	120,000,000	20,000,000	45,500,000	145,500,000
2	機械及び装置	1,000,000,000	150,000,000	218,000,000	1,068,000,000
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品	500,000,000		28,000,000	528,000,000
7	合計	1,620,000,000	170,000,000	291,500,000	1,741,500,000

資産の種類		※評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)	数量
1	構築物				3
2	機械及び装置				5
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				20
7	合計				28

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

17	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 伊賀市上野丸之内116 ☑自己所有家屋 ☐借家 ② ☐自己所有家屋 ☐借家 ③ ☐自己所有家屋 ☐借家
18	借用資産	☑有 ・ ☐無
	貸主の名称等	第一伊賀リース株式会社
19	☐ 資産に増減なし	
20	☐ 該当資産なし	
21	☐ 転出・廃業・解散・その他（ ）	
22	備考(添付書類等)	前年度までの申告漏れ資産の申告あり。

印字されている情報に変更がある場合は、赤の二重線等で消し、正しい情報を記載した上で、その理由を備考欄に記載してください。

欄	記載の仕方
1. 住所、電話番号	本社所在地または固定資産税の納税通知書の送付先の住所および電話番号を記入してください。 ※市外に在住の個人の方で、居住地の確認が取れていない場合は旧住所となっている場合がありますのでご了承ください。
2. 公簿上の住所又は所在地	公簿上の住所または所在地を記入してください。上記「1」の住所と同じ場合は「同上」と記入してください。
3. 氏名	法人の場合はその名称と代表者名を記入してください。また、屋号があれば記入してください。
4. 公簿上の生年月日又は設立年月日	公簿上の生年月日または設立年月日を記入してください。
5. 個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号を記入してください。
6. 事業種目、資本金又は出資金の額	事業種目および資本金又は出資金の額を記入してください(事業種目は具体的に記入してください。)。
7. 事業開始年月日	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。
8. この申告に応答する者	この申告内容について応答される方の係名、氏名および電話番号を記入してください。
9. 税理士等の氏名	経理を委託している場合、税理士等の氏名および電話番号を記入してください。
10～16	該当する方にチェックしてください。
17. 事業所等資産の所在地	伊賀市内における事業所等資産の所在地を記入してください。 ※太陽光発電施設については設置された場所を必ず記入してください。 事業所用家屋の所有区分について該当する方にチェックしてください。
18. 借用資産	借用資産(リース資産)の有無について該当する方にチェックし、「有」の場合は貸主の名称等を記入してください。
19、20	該当がある場合にチェックしてください。
21. 転出・廃業・解散・その他	該当がある場合にチェックし、「22. 備考」に年月日を記入してください。
22. 備考	次のような事項や、その他特筆すべき事項がある場合に記入してください。 ※なお、スペースが不足する場合は、別紙(書式自由)添付でも構いませんが、その旨を記入してください。 (1)上記「21. 転出・廃業・解散・その他」に該当がある場合、その年月日。 (2)住民登録地、または法人登記所在地以外の場所へ納税通知書や申告書の送付を希望する場合の住所とその理由。 (3)住所、氏名に変更がある場合。 (4)増加償却の届出書の写し、課税標準の特例に該当する資産の届出書、その他添付した書類の名称。
(イ). 前年前に取得したもの	前年度までに一品申告がある方は、申告した時の「取得価額計欄(ニ)」の数値が、資産の種類別に印字されています。
(ロ). 前年中に減少したもの	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。
(ハ). 前年中に取得したもの	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。 なお、初めて申告する方は、全資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。
(ニ). 計((イ)－(ロ)＋(ハ))	(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
(ホ)～(ト)	一品申告の方は記載の必要はありません。企業の電算処理による電算申告(全資産申告)をされる場合は記入してください。
数量	資産の数量を種類別に記入してください。

4. 種類別明細書（増減資産用）の記入例

第二十六号様式別表二

帳票識別コード	
③ 申告区分	☑当初申告 ・ □修正申告
④ 処理方式	☑一般処理 ・ □電算処理
申告書等送付番号	
⑤	8000000－8000000

① 所有者名：株式会社 IGAコーポレーション

② 1 枚のうち 1 枚目

令和 9年度

種類別明細書（増減資産用）

行番号	⑥ 異動区分（注1）	⑦ 資産の種類（注2）	⑧ 物件番号	⑨ 資産の名称等	⑩ 数量	⑪ 取得年月（注3） 年号	年	月	⑫ 元日取得（注4）	⑬ 取得価額（注5）	⑭ 耐用年数	⑮ 申告年度 年号	年	⑯ 増減事由（注6）	⑰ 摘要（注5）
01	1	1		外構工事	1	5	8	2		45,000,000	15			1	
02	1	2		電動ポンプ	1	5	9	1	1	18,000,000	10			1	
03	1	2		プレス機	1	5	7	10		200,000,000	12			1	増加申告漏れ
04	1	6		面粗度測定器	1	5	8	12		10,000,000	5			2	法附則□条　特例該当資産
05	1	6		ノートパソコン	15	5	8	3		18,000,000	4			1	
06	2	1	15	給排水設備	1	3	60	5		0	15			4	減少前取得価額：20，000，000
07	2	2	33	200トン　プレス機	1	4	3	4		150,000,000	12			3	2機のうち1機を売却。 減少前取得価額：300，000，000
08	3	2	18	鉄屑処理機械	1	4	25	2		200,000,000	5				耐用年数修正
15															
16															
17															
18															
19															
20															
小計															

注意1　「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少 、3 訂正　のいずれかの数字をご記載ください。
注意2　「資産の種類」の欄は、1　構築物　2　機械及び装置　3　船舶　4　航空機　5　車両及び運搬具　6　工具、器具及び備品　のいずれかの数字をご記載ください。
注意3　「取得年月」の欄は、3　昭和　4　平成　5　令和　のいずれかの数字をご記載ください。
注意4　「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には 1 をご記載ください。
注意5　「異動区分」が 2 減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
注意6　「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 滅失、5 移動、6 その他　のいずれかの数字をご記載ください。

欄	記載の仕方
①所有者名	所有者名を記入してください。
②枚数	「種類別明細書（増減資産用）」が複数ある場合は、ページ数を記入してください。
③申告区分	該当する方にチェックしてください。
④処理方式	該当する方にチェックしてください。
⑤申告書等送付番号	申告書の申告書等送付番号欄に標記されている番号を記入してください。
⑥異動区分	1.増加、2.減少、3.訂正　のいずれかの数字を記入してください。
⑦資産の種類	1.構築物　2.機械及び装置　3.船舶　4.航空機　5.車両及び運搬具　6.工具、器具及び備品　の区分で記入してください。
⑧物件番号	異動区分が「1.増加」の場合は記載の必要はありません。異動区分が「2.減少」または「3.訂正」の場合は、伊賀市から送付している「種類別明細書(全資産用(細目管理))」の物件番号を記入してください。
⑨資産の名称等	資産の名称等を20字以内で記入してください。
⑩数量	異動した資産の数量を記入してください。
⑪取得年月	資産の取得年月または事業の用に供した年月を記入してください。 年号は、令和の場合は「５」を、平成の場合は「４」を、昭和の場合は「３」を記入してください。
⑫元日取得	該当する場合に「１」を記入してください。
⑬取得価額	当該資産の取得価額（荷役費、運送費、据付費、関税等を含む）を記入してください。 異動区分が「2.減少」の場合、減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります）を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」を記入してください。 ※取得価額の算出方法は、所得税法または法人税法の取り扱いと同じです。 ※圧縮記帳は認められておりませんので、圧縮相当額を含めた実際の取得価額を記入してください。
⑭耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１から第6まで（別表第３、４は除く）に掲げる耐用年数を記入してください。 中古資産について見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。
⑮申告年度	記載の必要はありません。
⑯増減事由	１.新品取得、2.中古品取得、3.売却、4.滅失、5.移動、6.その他　のいずれかの数字を記入してください。
⑰摘要	次のような事項や、その他特筆すべき事項がある場合に記入してください。 （１）異動区分が「2.減少」の場合、減少前の取得価額（一部減少の場合はその内訳）。 （２） 非課税や課税標準の特例該当資産、増加償却資産に該当する場合、その旨。 （３）省令の改正により耐用年数を変更する資産、前年度までの申告漏れ資産、前年度までの申告内容を訂正する資産がある場合、その内容。

Ⅲ　償却資産の評価

1．評価額および税額の算出方法

（1）評価額の算出方法

申告していただいた資産の取得時期、取得価額および耐用年数から、個々の償却資産について評価額を算出します。

ア　前年中（前年1月2日から本年1月1日まで）に取得したもの

取得価額　×　（　1　－　減価率　／　2　）　＝　評価額

※固定資産税では前年中に取得した資産は取得の時期に関わらず半年償却として取扱います。

イ　前年前（前年1月1日まで）に取得したもの

前年度評価額　×　（　1　－　減価率　）　＝　評価額

以後、毎年上記の方法により評価額を算出し、取得価額の5%になるまで減価します。

固定資産税における償却資産に係る評価額は、取得価額の5%を最低限度額と定めているため、5%から減価する事はありません。

【参考】減価残存率表（旧定率法の償却率）

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

耐用年数	減価率（r）	減価残存率		耐用年数	減価率（r）	減価残存率		耐用年数	減価率（r）	減価残存率	
		前年中取得分	前年前取得分			前年中取得分	前年前取得分			前年中取得分	前年前取得分
		(1−r/2)	(1−r)			(1−r/2)	(1−r)			(1−r/2)	(1−r)
1	—	−	−	16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	75	0.030	0.985	0.970

取得価額 1,000,000 円、取得時期が前年５月、耐用年数３年の資産の場合、評価額は・・・
耐用年数３年に応ずる減価率は 0.536 なので

１年度目 ＝ 1,000,000 × （ １－0.536÷２ ） ＝ 732,000 円
２年度目 ＝ 732,000 × （ １－0.536 ） ＝ 339,648 円
３年度目 ＝ 339,648 × （ １－0.536 ） ＝ 157,596 円
４年度目 ＝ 157,596 × （ １－0.536 ） ＝ 73,124 円
５年度目 ＝ 73,124 × （ １－0.536 ） ＝ 33,929 ＜ 50,000 円

※５年度目で取得価額の５％（50,000 円）よりも小さくなるので、以降は 50,000 円となります。

（２）価格の決定

市長は３月３１日までに（１）により算出した評価額を償却資産の価格として決定します。 決定した償却資産の価格等は、課税台帳に登録され、その旨が公示されます。

この価格に不服のある場合は、公示の日から納税通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

（３）課税標準額

（１）により算出した全資産の決定価格の合計額を課税標準額といいます。
ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

（４）税額の算出方法

次の計算により固定資産税額を算出します。

固定資産税額（100 円未満切捨） ＝ 課税標準額（1,000 円未満切捨） × 税率（1.4％）

※課税標準額が免税点（150 万円）未満の場合は課税されません。なお、免税点未満であっても、償却資産の申告は必要です。

２．非課税資産および課税標準の特例

（１）非課税資産について

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

該当する資産を所有されている方は、「償却資産申告書」の「１２ 非課税該当資産 有・無」欄の「有」にチェックし、種類別明細書（増減資産用・全資産用）の摘要欄に非課税と記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

（２）課税標準の特例について

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「償却資産申告書」の「１３ 課税標準の特例 有・無」欄の「有」にチェックし、種類別明細書（増減資産用・全資産用）の摘要欄に特例と記入し、課税標準の特例の申請書と特例内容に係る資料とともにご提出ください。

※課税標準の特例の申請書については伊賀市ホームページもしくは窓口で取得してください。

Ⅳ　その他

1. 課税台帳の閲覧について

償却資産の納税義務者は、償却資産課税台帳の閲覧により課税内容等を確認することができます。

なお、無料での閲覧期間を毎年4月1日から4月30日（土、日曜日、祝日を除く、4月30日が休日の場合は翌開庁日）まで実施しております。詳しくは課税課資産税係までお問い合わせください。

2. 固定資産税の納期について

固定資産税の納期は、毎年4月、7月、12月※、翌年2月のそれぞれ末日（末日が休日の場合、翌開庁日）の計4回です。（※12月のみ納期限が末日よりも早くなりますので、ご注意ください。）

R8.9 改訂